

## 高年齢者・障害を持った方等を雇用したら

(特定就職困難者雇用開発助成金)



「最近 60 歳以上の方や障害を持った方を採用した（したい）んだけど…」  
 こんな事を思っている会社社長さんはいらっしゃいませんか？実は「ちょっと仕事を見  
 つけるのが難しいかも…」といった人を採用した場合に賃金の一部を賄ってくれる助成  
 金があるんです。

下記条件について「条件を満たしている！」という会社は申請しないと勿体無いですよ。

◎主な支給対象者（雇用した日の満年齢が 65 歳未満の人に限りです）

- ①高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）
- ②身体・精神障害者
- ③知的障害者
- ④母子家庭の母 等

※雇入れ時より、雇用保険の被保険者であることが必要となります。

◎支給金額

対象労働者		支給額		対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
雇用保険 の一般被 保険者	(1)高年齢者、母子家庭の母等	50 万円	90 万円	1 年	1 年
	(2)重度を除く身体・知的障害者	50 万円	135 万円	1 年	1 年 6 ヶ月
	(3)重度の障害者	100 万円	240 万円	1 年 6 ヶ月	2 年
短時間 労働者※	(4)高年齢者、母子家庭の母等	30 万円	60 万円	1 年	1 年
	(5)身体・知的・精神障害者	30 万円	90 万円	1 年	1 年 6 ヶ月

※短時間労働者…1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の者

なお、上記支給金額は対象期間に支給される合計額となり、**6 ヶ月毎に 1 回の分割支給**  
 となります。

上記以外にもいくつかの支給要件がございますのでご興味ご関心がございましたら、  
 是非ご連絡ください。

(平成 23 年 7 月現在)